

特恵関税制度の適用期限の到来

令和2年11月9日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

1. 経緯

特惠関税制度とは、開発途上国の経済成長を支援することを目的にUNCTADでの合意に基づき、途上国からの輸入製品について関税率を恩典的・片務的に無税あるいは低税率とする制度である。

特惠関税制度を利用するにあたっては、財務大臣より特惠受益国等（特惠受益国及び地域）として指定を受ける必要があり、令和2年11月現在、133か国・地域が指定を受けている。特惠関税制度の中には、現在133か国・地域が対象となっている上記の一般特惠に加え、特別特惠（LDC特惠）受益国の指定制度がある。当該指定制度に基づき、特惠受益国等の中でも特に支援の必要性が高い46か国の後発開発途上国に対し、一般特惠に比べて広い品目について無税・無枠の措置を講じている。

外務省によると、これまでの特惠関税制度の外交上の成果として、我が国の途上国支援を通じた国際社会における存在感の発揮などが挙げられている。

本制度は、昭和46年の制度導入当初以来、GATTにおいて10年の暫定措置とされたこと、経済発展を支援することを目的とし投資等の必要性を判断する上でも、長期的な期限設定が必要であることから、10年毎の適用期限として延長されてきた。

今般、令和3年3月31日に本制度の適用期限が到来するため、その後の取扱いを検討する必要がある。

2. 検討

まず、我が国を含む先進国においては、国際的合意に基づき特惠関税制度が導入され、同制度を通じた継続的な途上国支援が続いていることを踏まえれば、制度の継続が適当と考えられる。また、企業が特惠関税制度を活用するためには、現地に直接投資をする場合も多いと考えられるが、投資等の意思決定に際しては、制度継続の予見可能性が低下せずに引き続き確保されることが必要であると考えられる。したがって、適用期限については、現行の10年など長期的な期限設定が必要であると考えられる。

一方で、我が国の特惠関税制度については、以下のような課題が指摘されている。

① 低い特惠利用率

特惠関税制度の利用に関して、特惠受益国等の範囲に違いがあるものの、他の先進国と比較し特惠利用率が低い。

特惠関税制度全体の利用率が、米国55.1%、EU54.9%、カナダ71.1%

に対して、我が国は 33.7%である。一般特惠においては、米国 51.2%、EU 43.4%、カナダ 41.7%に対して、我が国は 6.9%である。LDC 特惠においては、米国 64.5%、EU 92.5%、カナダ 84.6%に対して、我が国は 90.0%である。したがって、一般特惠の利用率が極端に低い。

② 国際的な制度運用や経済連携協定への対応

米国やEUにおいては、経済連携協定を締結した国や地域に対しては、特惠関税制度の適用除外とする運用をしている。一方、我が国の運用においては、特惠受益国に対して複数の経済連携協定に加えて、同時に特惠関税制度も適用している。

また、前回の平成 23 年度改正における 10 年の延長措置以降、我が国においては各種経済連携協定の数が増加している。特惠受益国も含めた、二国間・多国間の経済連携協定が締結・発効しており、多くの産品について無税や低税率の譲許が図られ、特惠関税制度の機能を一部代替する動きが生じている。

③ 原産地規則

平成 30 年、令和元年のWTO原産地規則委員会において、我が国は他国に比べて、原産地規則が厳格であり、特惠利用の阻害要因となっているとの批判を受けている。

そこで、適用期限を 10 年として延長すると同時に、上記の課題に対し検討を開始し、必要な制度改正に対しては、投資等の企業活動に十分配慮しつつ、10 年の期限到来を待たずに制度改正を図ることが適当と考えられる。

3. 改正の方向性

特惠関税制度の適用期限について、以上の検討を踏まえ、10 年間の延長とすることが適当ではないか。あわせて、制度の課題への対応の検討を促していくことが適当ではないか。